

## 8. ブロック委員会細則

### (総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約第80条の規定に基づき、理事会の業務を支援するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本委員会はエステート落合5-8団地管理組合ブロック委員会（以下「ブロック委員会」という。）と称する。

### (委員会の構成)

第3条 ブロック委員会は別表の各ブロックの代表者（組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族）9名により構成される。

2 委員長は委員の互選により選任する。

### (任 期)

第4条 ブロック委員の任期は、通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし、再任を妨げない。

2 理事はブロック委員を兼任することができない。

### (ブロック委員会)

第5条 ブロック委員会は委員長が必要の都度招集する。

2 前項により招集された会議で理事長の指名する理事が意見を述べることができる。

### (業 務)

第6条 ブロック委員会は次の業務を行う。

- 一 理事会から諮問又は依頼された事項
  - イ 草刈り日の用具の手配及び作業指示
  - ロ 駐車場の選定手伝い
  - ハ 夏祭りの手伝い
- 二 その他
- 二 防災対策委員会のサポーターを構成する。
- 三 役員候補選出管理委員会を構成する。

### (経 費)

第7条 委員会の業務に必要な経費は原則として管理組合の負担とする。

### 附 則

この細則は、2023（令和5）年5月22日から施行する。

(2010〔平成22〕年3月 7日 改正)

(2020〔令和 2〕年2月 9日 改正)

(2023〔令和 5〕年5月21日 改正)

### 別表

ブロック	号 棟	戸 数	ブロック	号 棟	戸 数
1	1	30	6	17	25
2	2	40	7	18	24
3	3~7	26	8	19	40
4	8~14	36	9	20	30
5	15~16	32	合 計		283